

千歳市第7期総合計画策定方針

平成30年8月

千 歳 市

目 次

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の位置付け	2
3	総合計画策定の考え方	3
4	総合計画の構成と期間	4
5	総合計画の策定手法・体制	6
6	策定スケジュール	9

1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、基本構想、基本計画などを包含する総称であり、千歳市では、平成 22 年に基本構想について議決を得、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「千歳市第 6 期総合計画」を策定し、将来都市像として掲げた「みんなで生き生き 活力創造都市 ちとせ」の実現に向けまちづくりを進めてきました。

その後、平成 23 年の地方自治法改正により総合計画の基本部分である「基本構想」の策定義務は廃止され、総合計画の策定は各自治体の任意によるものとされましたが、少子高齢化の進展や人口減少社会への対応、循環型社会への転換、社会経済のグローバル化、地域社会の構造変化など、大きな変革の時代を迎える中、これらの課題に的確に対応していくためには、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための「全体計画」が必要となります。

このことから、時代の変化に対応しながら、まちの持続的な発展と市民生活の向上を目指すため、本市では新たに制定する「(仮称)千歳市総合計画条例」において、総合計画を市の最上位計画として位置付け、平成 33 年度以降における将来都市像やまちづくりの指針を示す、新しい総合計画を策定することとします。

また、計画の名称については、市制施行後最初に策定した「千歳市総合建設計画」から数えて 7 期目の計画となることから、「千歳市第 7 期総合計画」とします。

【地方自治法の改正について】

国の地方分権改革により、地方自治法第 2 条第 4 項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」との規定が削除されました。

一方で、改正法の公布時に出された総務大臣通知では「改正法の施行後も、法第 96 条第 2 項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。」とされ、基本構想を含む総合計画の策定や議決については、各自治体の判断に委ねられることとなりました。

※地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第 96 条 普通公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4)～(15) ～略～

2 前項に定めるものを除くほか、**普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件**（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする）**が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。**

2 総合計画の位置付け

総合計画は、行政運営の指針であるとともに、市民などに対し、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、本市では総合計画を次のように位置付けます。

(1) まちづくりの最上位計画

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画とします。

そのため、各行政分野別の個別計画を策定する際には、その方向性や施策について、総合計画と整合を図ることが必要となります。

(2) 市内外にまちづくりの方向性を示す計画

総合計画は、行政内部はもとより、市民や周辺自治体等に対し、本市の特性や長期的な展望に基づくまちづくりの目標とその実現方法を示すものとします。

(3) 行政運営の指針となる計画

総合計画は、まちづくりに関する全ての分野を対象とし、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針となるものとします。

(4) 市民等の活動を支える計画

総合計画は、行政運営のみならず、市民や市民活動団体等の活動においても重要視されることから、まちづくりへの参画方法や活動に対する支援の方向性について明らかにするものとします。

3 総合計画策定の考え方

市の最上位計画である総合計画には、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められるとともに、計画の推進に当たっては、安定した財政基盤を伴うことが重要となります。

また、これまで本市が取り組んできた市民との協働によるまちづくりをより一層進めていくためには、市民や行政など、市全体でまちづくりの目標を共有し、その達成に向けて協働していくことが必要となります。

こうしたことを踏まえ、以下の考え方に基づき新しい総合計画の策定に取り組みます。

(1) 本市の特性を活かし、持続的な発展を図る計画

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、本市は、千歳市第6期総合計画の推進、「千歳市移住・定住促進プロジェクト」や「千歳市人口ビジョン・総合戦略」に基づく各種施策の効果的な実施などにより、道内において数少ない人口増加を続けるまちとなっています。

今後も本市が発展を続け、市民や本市を訪れる全ての人達にとって「住みよい・過ごしやすい 魅力的なまち」となっていくためには、本市の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めるとともに、持続可能な財政基盤を確立することが必要となります。

このため、本市の強みや弱みを踏まえた選択と集中によるまちづくりを進め、持続的な発展を目指す計画とします。

(2) わかりやすく実効性のある計画

限られた経営資源の中、本市のまちづくりを効果的に進めていくためには、総合計画に掲げるまちづくりの目標を市民にわかりやすく示し、市民との協働を一層推進するとともに、今後の財政状況を見通した、実効性のある計画とすることが必要です。

このため、新しい総合計画が目標とする「まちの姿」を市民がイメージできる計画とするとともに、次期財政標準化計画や行政評価と連動しながら効果的・効率的に事業展開を図る計画とします。

(3) 社会経済情勢等の変化に対応できる計画

新しい総合計画の計画期間半ばには、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるほか、市内外で大型事業の検討が進められるなど、本市を取り巻く環境は今後、大きな変革期を迎えます。

このような中、今後のまちづくりは、近隣市町村との連携を視野に入れながら、変化する社会経済情勢等に迅速かつ的確に対応していく必要があることから、こうした情勢の変化を敏感にとらえ、適切に施策の展開を図ることができる計画とします。

4 総合計画の構成と期間

現在の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されていますが、新しい総合計画では、目標とその実現に向けた手段との関係性をより明確なものとするため、構成内容の見直しを行い、将来都市像、まちづくりの目標及び政策展開の方向性を示す「基本構想」と基本構想の実現に向けた施策及び事業を示す「実施計画」の2層構造とします。また、それぞれの内容や計画期間、構成要素等については以下のとおりとします。

なお、基本構想で示す将来人口は、人口ビジョンにおける「人口の将来展望」と整合を図ることとし、総合計画に定める各種施策・事業のうち、人口に特化したものを「(仮称)人口戦略プロジェクト」と位置付け、これを本市における総合戦略とします。

(1) 基本構想

基本構想は、千歳市を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標と、それに向けた施策展開について基本的な考え方や方向性を示します。

基本構想の目標年次は平成42年度(10年後)とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

【主な構成要素】

- ・ 地域を取り巻く社会動向
- ・ 地域の概況
- ・ まちづくりの課題
- ・ 将来都市像
- ・ 将来人口
- ・ 土地利用の方針
- ・ まちづくりの目標
- ・ 施策展開の方針

(2) 実施計画

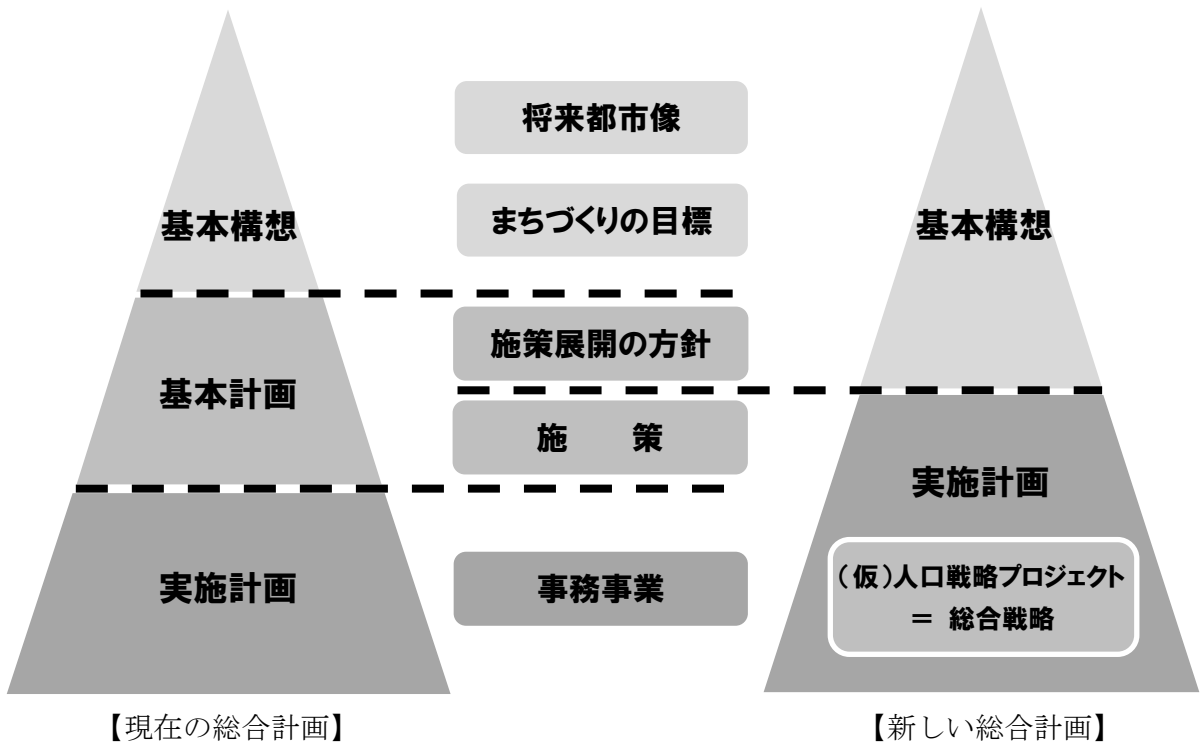
実施計画は、基本構想に示されたまちづくりの目標を実現するための基本的な施策やそれを具現化するために必要な事業等を示します。

計画の期間は3年間とし、事業の評価結果や財政状況等を踏まえ、毎年ローリングにより策定します。

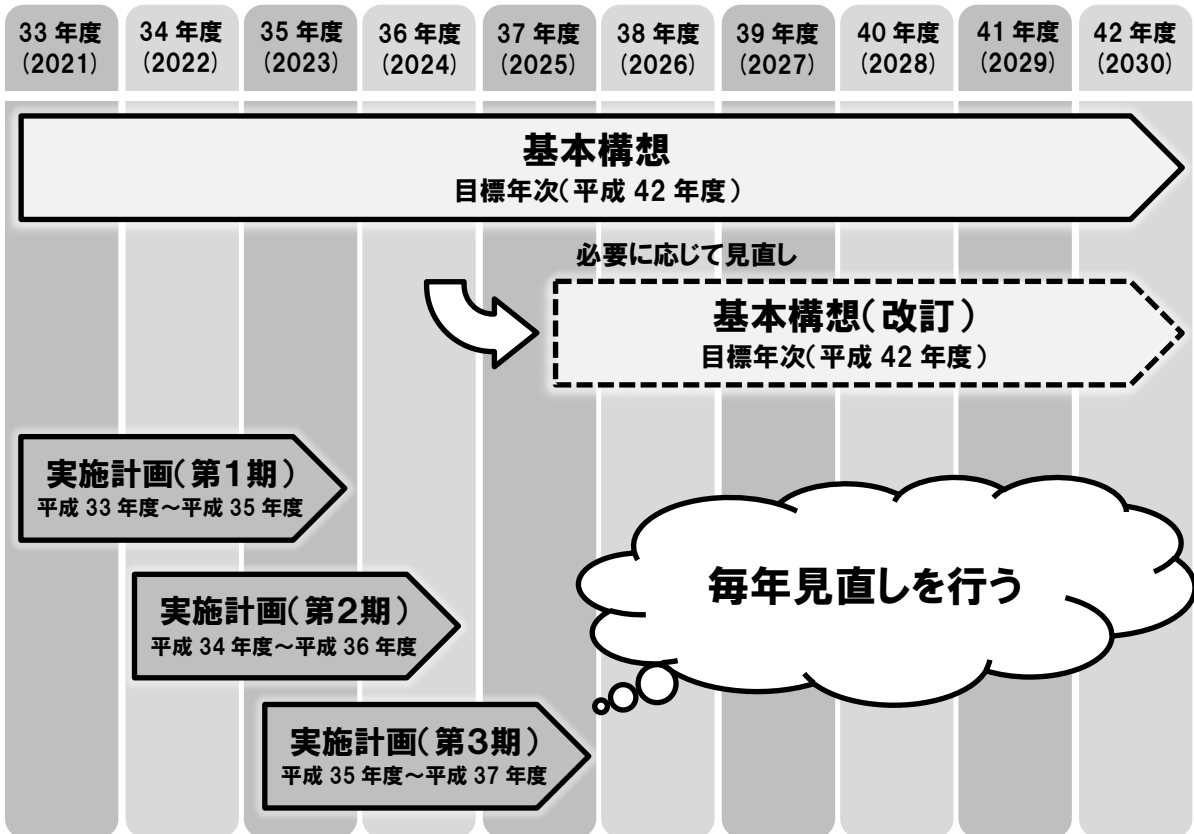
【主な構成要素】

- ・ 施策の体系
- ・ 施策及び成果指標
- ・ 施策を具現化するための事務事業
- ・ 事業実施年度
- ・ 年度別事業費内訳

【計画の構成】



【計画期間】



5 総合計画の策定手法・体制

市民とまちづくりの目標を共有し、その実現に向け協働して取り組むことができる計画とするため、計画の策定においては、市民が主体的に運営する都市経営会議や総合計画審議会での審議など、幅広く市民参加の機会を確保するとともに、多様な手法による市民意見の把握に努めるなど、市民とともに策定に取り組むこととします。

(1) 市民参加による策定

計画の策定に当たっては、市民自らが創造し、実践する能動的な市民参加が重要です。このことから、市民を委員とする都市経営会議において、市民の手による目標づくりに取り組み、市長に対して提言を行います。

都市経営会議とは

『市民主体、市民協働の都市経営』の確立に向け、本市の課題の発見及び構想立案の段階から市民の意見を反映させるため設置する私的諮問機関です。
委員は、原則として公募又は団体等の推薦により選任します。
市長が検討を依頼する事項について、委員が主体的に討議し、その結果を市長に提言します。
新しい総合計画の策定では、無作為抽出した市民まちづくりアンケートの対象者3,000人から委員を募集することとします。

(2) 総合計画審議会への諮問

総合計画の策定に当たっては、総合計画審議会に諮問し、調査・審議を行います。

総合計画審議会とは

条例(※)の規定に基づき設置する附属機関です。
市長の諮問に応じて、市の総合計画の策定について調査・審議することを目的とします。
審議会の構成は、35名以内の委員です。
委員は、有識者や関係機関の職員等のうちから、市長が委嘱又は任命します。

※現在、総合計画審議会は、「千歳市総合計画審議会条例」に規定されていますが、新たに制定する「(仮称)千歳市総合計画条例」に総合計画審議会に関する規定を盛り込む予定です。

(3) 多様な手法による市民意見の把握

市民と共有し、協働できる計画を策定するため、多様な手法を活用し、幅広く市民からの意見把握に努めるとともに、計画の策定状況について随時情報提供を行います。

(主な市民意見把握方法)

- ・ 市民まちづくりアンケート調査
無作為抽出した市民3,000人を対象に、市政の各分野における評価や今後のまちづくりへの意向に関するアンケート調査を実施します。
- ・ 中高生まちづくりアンケート調査
市内の中学生・高校生を対象に、住み心地や今後のまちづくりへの意向に関するアンケート調査を実施します。

- ・ 大学生等アンケート調査
今後増加が見込まれる大学生等の意向をまちづくりに生かすため、市内の大学・専門学校の学生を対象に、本市のイメージや今後のまちづくりへの意向に関するアンケート調査を実施します。
 - ・ まちづくり団体アンケート調査
町内会や福祉団体など、市内で活動する各種団体を対象に、現在の活動上の課題や今後のまちづくりへの意向に関するアンケート調査を実施します。
 - ・ 定住に関するアンケート調査
市外に居住されている方を対象に、本市のイメージや定住意向に関するアンケート調査を実施します。
 - ・ まちづくりインタビュー
若い世代が住みたい・住み続けたいと思うまちづくりに向けた課題等について、多角的な視点から詳細な調査を行うため、子育て世代や市内の大学・専門学校等を訪問し、直接話を伺うインタビュー調査を実施します。
 - ・ 市長への手紙
市長への手紙のテーマを「新しい長期総合計画」として実施し、まちづくりに対する提案や意見等の把握に努めます。
 - ・ パブリックコメント（意見公募）の実施
計画案等の趣旨・内容等を公表し、市民等からの意見や情報等を求め、提出された意見等を考慮して計画案を策定していきます。
 - ・ ホームページや広報誌による市民への情報提供
市のホームページや広報誌等を活用し、随時、情報を提供していきます。
- ※ その他様々な方法により、市民の意見把握・市民参加を実施します。

（４）庁内策定体制

総合計画はまちづくりの全ての分野を対象とするものであり、その策定に当たっては、全職員の意識統一と幅広い参加が不可欠となります。

このことから、長期間に及ぶ計画策定作業を円滑に推進するため、庁内に総合計画策定会議を設置し、策定作業を進めます。

※ その他様々な方法により、多くの職員が計画策定に参加できる体制を構築します。

（５）市議会における審議

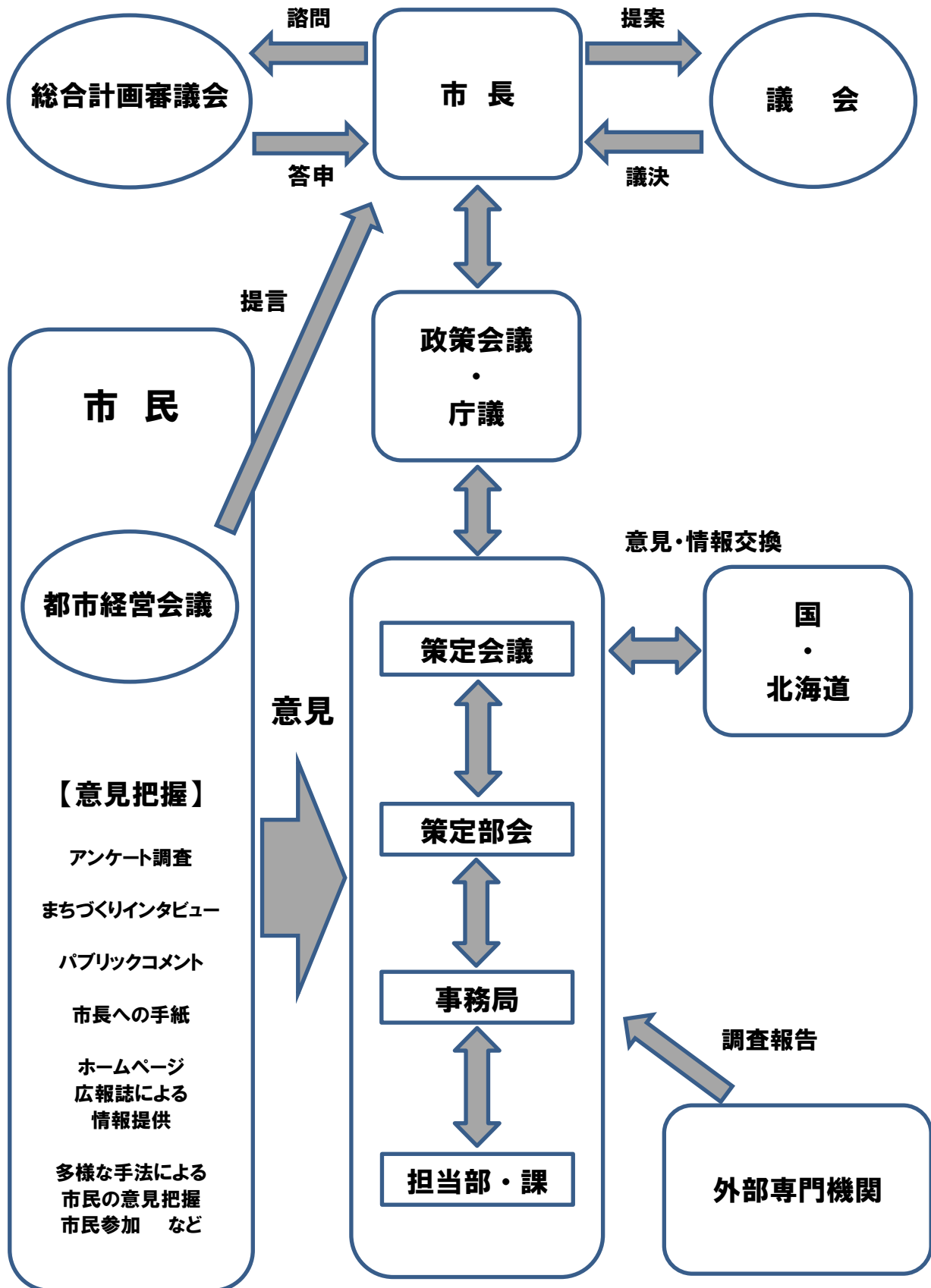
地方自治法の改正により、基本構想に係る法的な議決義務は廃止されましたが、長期的なまちづくりの方向性を示す総合計画は、市全体が共通認識のもとで策定するとともに、目標の達成に向け一丸となって取り組んでいく必要があることから、「(仮称)千歳市総合計画条例」において、基本構想を議会の議決事項と位置付けます。

また、計画の策定状況については、随時、議会へ報告を行います。

（６）専門機関の活用

総合計画の策定に際して実施するアンケート調査の集計・分析や策定作業の一部については、効果的・効率的な作業を進めるため、外部専門機関を活用することとします。

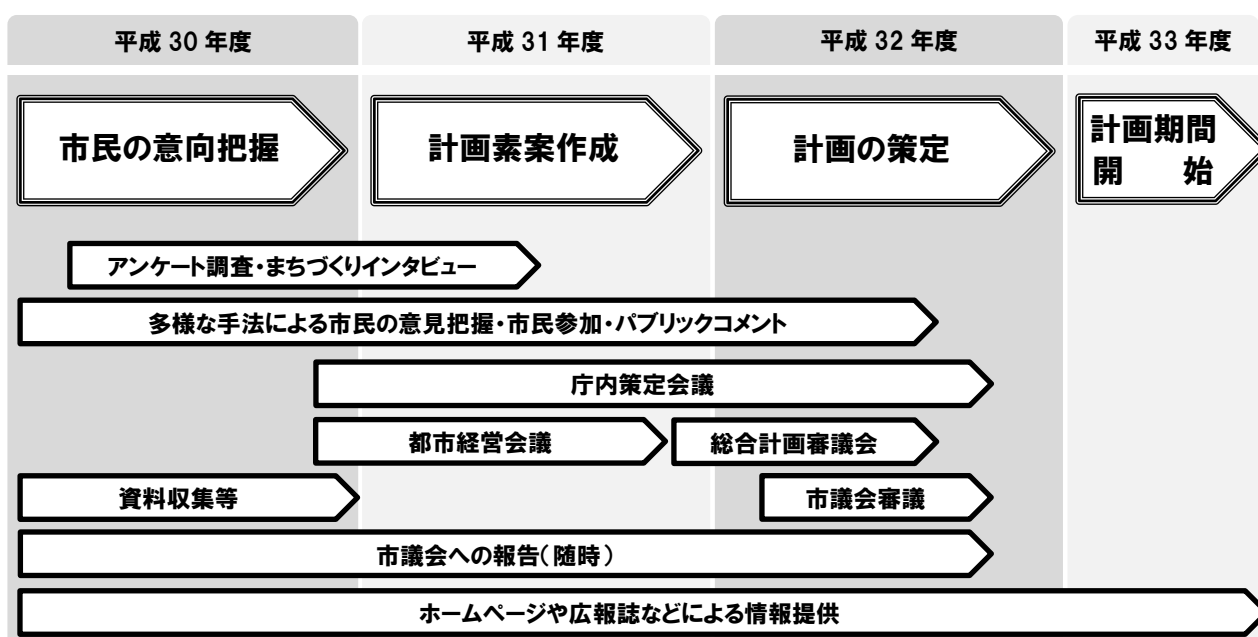
【総合計画策定体系図】



6 策定スケジュール

各年度における策定作業は概ね次のとおりとします。

年度	策定作業内容
平成 30 年度	各種資料・情報収集 各種アンケート調査 市長への手紙 現状と課題の整理・分析 都市経営会議（現状と課題の把握、検討・議論） 庁内策定会議（現状と課題の把握） ホームページや広報誌による情報提供 多様な手法による市民の意見把握・市民参加の実施
平成 31 年度	まちづくりインタビュー 都市経営会議（現状と課題の把握、検討・議論、提言） 総合計画審議会（現状と課題の把握） 庁内策定会議（現状と課題の把握、 基本構想・実施計画（施策）素案の策定） ホームページや広報誌による情報提供 多様な手法による市民の意見把握・市民参加の実施
平成 32 年度	総合計画審議会（諮問、審議、答申） 市議会（提案・審議・議決） 庁内策定会議（基本構想・実施計画（施策）案の策定・修正） パブリックコメント 実施計画（事業）の策定 ホームページや広報誌による情報提供 普及啓発活動
平成 33 年度	新しい総合計画のスタート



※図はイメージであり、時期等について変更となる場合があります。